



事務局説明資料

2026/6/10

独立行政法人

情報処理推進機構

セキュリティセンター

1. 本運営審議委員会の議事運営について
2. 今年度の運営計画について
3. 基本規程及び制度運営規則類について
4. 本日もご意見いただきたい事項

本運営審議委員会の議事運営について

1. 会議は原則として非公開とするが、議事の内容を踏まえ、事務局が委員長と相談して対応を決定する。
2. 議事要旨は原則として公開するが、資料の内容を踏まえ、事務局が委員長と相談して対応を決定する。
3. 配布資料は原則として公開するが、資料の内容を踏まえ、事務局が委員長と相談して対応を決定する。
4. その他、本会議の議事運営に関する判断は、委員長に一任するものとする。

※「運営審議委員会規則案 2.3.2議事の扱い」に記載

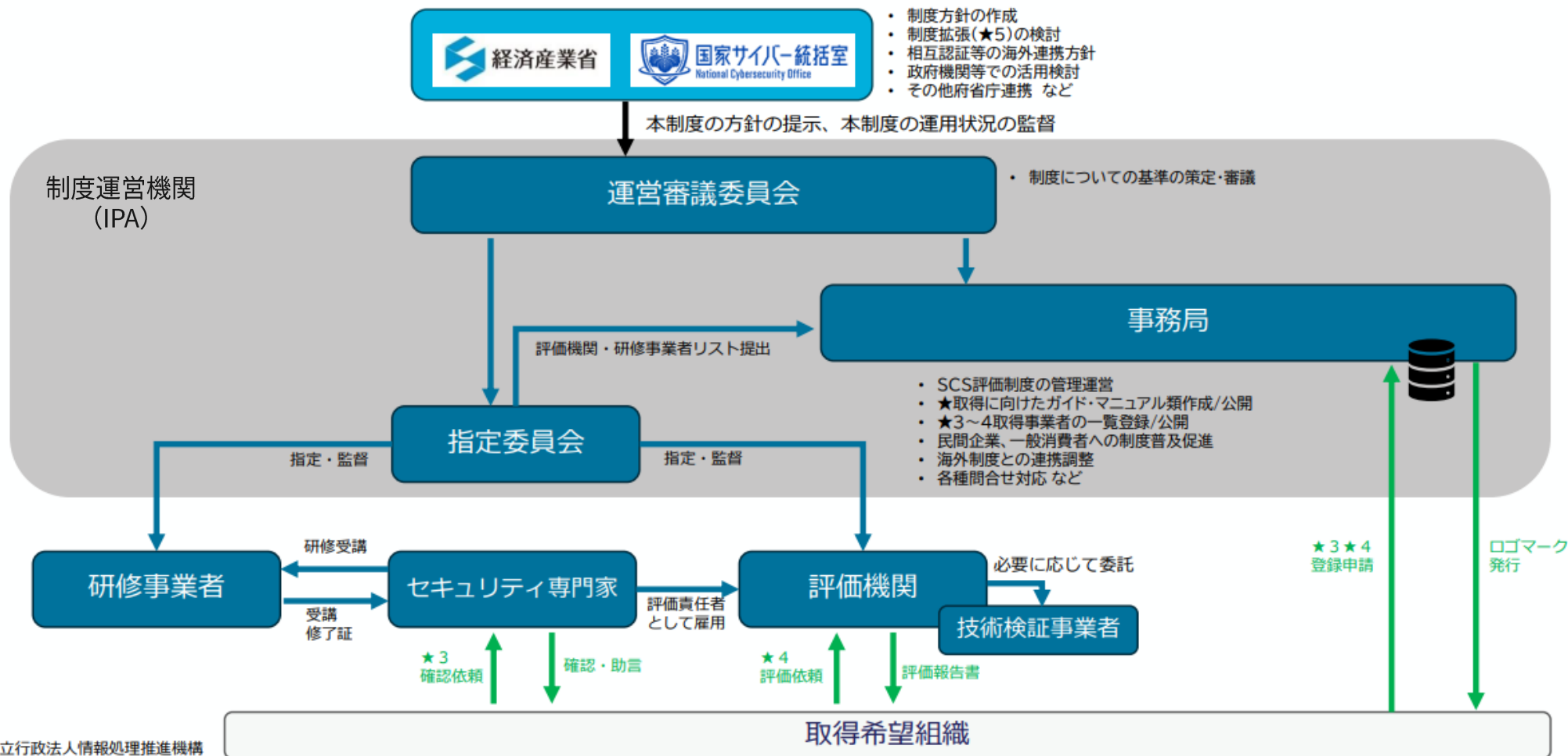
今年度の運営計画について

運営審議委員会について、以下の時期・議題にて開催する。

開催	開催時期	主な議題案
第1回	2026年6月10日	<ul style="list-style-type: none"> • 今年度の運営計画の審議 • 基本規程、制度運営規則類の審議
第2回	2026年7月8日	<ul style="list-style-type: none"> • 関係機関規則類、指定基準群の審議 • 指定委員会設置の審議
第3回	2026年9月上旬	<ul style="list-style-type: none"> • 評価用ガイド類(第三者評価ガイド、技術検証ガイド等)の審議 • ★3・★4受付開始時期の審議 • ★3・★4登録申請の手引、要求事項・評価基準 解説書、指定手順群の作成報告
第4回	2027年3月上旬	<ul style="list-style-type: none"> • 次年度の運営計画の審議 • 評価機関(技術検証事業者含む)及び研修事業者の指定の報告

基本規程及び制度運営規則類について

『サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度に関する制度構築方針』に基づき、IPAはスキームオーナーとして、機構内に制度運営機関を設置する。その下に制度についての基準の審議を行う運営審議委員会、評価機関や研修事業者等に対する指定・監督を行う指定委員会、及び事務局を設置する。



本年度作成する規程等の全体像



本年度作成を予定している規程等は以下の通り。

第1回運営審議委員会では、赤枠内に示す4つの規程・規則をご審議いただく。

階層	#	文書名 [*1]	主な対象者	公開範囲	運営審議委員会		
					第1回	第2回	第3回
規程	1	基本規程	本制度を構成するすべての者	一般公開	●	-	-
規則	2	制度運営機関規則	制度運営機関	一般公開	●	-	-
	3	運営審議委員会規則	運営審議委員会	一般公開	●	-	-
	4	指定委員会規則	指定委員会	一般公開	●	-	-
	5	評価機関規則	評価機関	一般公開	-	●	-
	6	技術検証事業者規則	技術検証事業者	一般公開	-	●	-
	7	研修事業者規則	研修事業者	一般公開	-	●	-
	基準ガイド	8	評価機関指定基準	評価機関・指定委員会	一般公開	-	●
9		技術検証事業者指定基準	技術検証事業者・指定委員会	一般公開	-	●	-
10		研修事業者指定基準	研修事業者・指定委員会	一般公開	-	●	-
11		研修実施基準（コース仕様）	研修事業者・指定委員会	一般公開	-	●	-
12		★3・★4 要求事項・評価基準	登録希望組織・セキュリティ専門家・評価機関	一般公開	-	-	(●) ^[*2]
13		★3・★4 自己評価等ガイド	登録希望組織・セキュリティ専門家	一般公開	-	-	●
14		★4 第三者評価ガイド	評価機関	評価機関にのみ公開	-	-	●
15		★4 技術検証ガイド（概要編）	登録希望組織・技術検証事業者	一般公開	-	-	●
手順 手引 解説書	16	★4 技術検証ガイド（実施編）	技術検証事業者	技術検証事業者にのみ公開	-	-	●
	17	評価機関指定手順	指定委員会・制度運営機関	一般公開	-	-	▲ ^[*3]
	18	技術検証事業者指定手順	指定委員会・制度運営機関	一般公開	-	-	▲ ^[*3]
	19	研修事業者指定手順	指定委員会・制度運営機関	一般公開	-	-	▲ ^[*3]
	20	★3・★4 登録申請の手引	登録希望組織	一般公開	-	-	▲
	21	★3・★4 要求事項・評価基準 解説書	登録希望組織・セキュリティ専門家	一般公開	-	-	▲

【凡例】

- ：運営審議委員会で審議・決定
- ▲：運営審議委員会へは報告のみ

“制度運営規則類”

“関係機関規則類”

“指定基準群”

“評価用ガイド類”

“指定手順群”

【備考】 [*1] 文書番号の採番方法は現在検討中

【備考】 [*2] 大幅な修正がある場合は国SWG、軽微な修正の場合は運営審議委員会にて審議・決定とする
[*3] 運営審議委員会へは報告のみとするが、指定委員会にて審議・決定とする

■ 規程の目的・趣旨

- 本規程は、主に本制度における登録希望組織、評価又は技術検証に係る者及び本制度の運営に関係する者が遵守しなければならない基本的事項を定める。

■ 目次構成

第1章 総則	■ 本規程及び本制度の目的、規程類全体に適用される用語定義を行う。	1.1 本規程の適用	第5章 制度を構成する者の責任範囲	■ 2.1で定義した「本制度を構成する者」のそれぞれについて、果たすべき責務を規定するとともに、必要に応じてより詳細な事項を規定する他の規程への参照を示す。	5.1 制度所管省庁
		1.2 本制度の運営と狙い			5.2 制度運営機関
		1.3 用語定義			5.3 運営審議委員会
第2章 制度の体系	■ 第4章・第5章で権利・責任を規定する「本制度を構成する者」を定義するとともに、本制度における規程等の体系を定める。	2.1 本制度を構成する者			5.4 指定委員会
		2.2 本制度における規程等			5.5 評価機関
第3章 登録に係る手続	■ 制度構築方針(18頁・19頁)を参照し、登録に係る手続を規定する。	3.1 ★3登録に係る手続			5.6 技術検証事業者
		3.2 ★4登録に係る手続			5.7 研修事業者
第4章 制度を構成する者の権利	■ 2.1で定義した「本制度を構成する者」のうち、制度運用に係る者(制度所管省庁、制度運営機関、運営審議委員会、指定委員会)を除いた者について、行使できる権利を定める。	4.1 評価機関			5.8 登録組織
		4.2 技術検証事業者			5.9 SCSセキュリティ専門家
		4.3 研修事業者	第6章 雑則	■ 第1章から第5章までに規定したもの以外で、多数の「本制度を構成する者」又は登録組織(登録希望組織)に適用される事項を規定する。	6.1 秘密保持
		4.4 登録組織			6.2 禁止事項
		4.5 SCSセキュリティ専門家			6.3 不正行為への対処
		6.4 異議申立てや苦情等の処理			
			6.5 登録希望組織が支払うべき費用		

■ 規程の目的・趣旨

- 本規則は、本制度における制度運営機関の構成及び所掌事務等に関する基本的な事項を定める。

■ 目次構成

第1章 総則	■ 本規則の目的、規則内で適用される用語定義を行う。	1.1 適用
		1.2 用語定義
第2章 制度運営機関	■ 制度運営機関をIPA内に設置することを規定するとともに、その基本的な運営方針を定める。	2.1 組織構造
		2.2 運営方針
第3章 制度運営機関の要員の責務	■ 制度運営に携わる者が公平性確保等の観点から遵守しなければならない事項を定める。	-
第4章 制度運営機関の業務	■ 制度運営機関が担当する業務を定める。(次頁参照)	4.1 ★3及び4の登録
		4.2 評価機関、技術検証事業者及び研修事業者の指定
		4.3 基本規程に定める本制度における規程等の整備
		4.4 関係機関との調整及び連携
		4.5 窓口対応
第5章 雑則	■ 第1章から第4章までに規定したもの以外で、制度運用機関に関連して適用される事項を規定する。	5.1 基本規程に定める本制度における規程等の改訂及び改定における透明性の確保
		5.2 異議申立て、苦情及び紛争の処理
		5.2 通報窓口
		5.3 管轄裁判所

■ 規則の目的・趣旨

- 本規則は、本制度における運営審議委員会の構成及び所掌事務等に関する基本的な事項を定める。

■ 目次構成

第1章 総則	■ 本規則の目的、規則内で適用される用語定義を行う。	1.1 適用
		1.2 用語定義
第2章 委員会の業務	■ 運営審議委員会の委員構成や委員長の権限、運営手順を定めるとともに、審議事項(右記参照)を規定する。 ※ 経済産業省が事務局を務める会議体との関係については19頁参照	2.1 委員会の趣旨・設置目的
		2.2 委員会の構成
		2.3 委員会の運営
		2.4 委員会の業務

■ 規程の目的・趣旨

- 本規則は、本制度における指定委員会の構成及び所掌事務等に関する基本的な事項を定める。

■ 目次構成

第1章 総則	■ 本規則の目的、規則内で適用される用語定義を行う。	1.1 適用
		1.2 用語定義
第2章 委員会の運営等に係る事項		2.1 委員会の趣旨・設置目的
		2.2 委員会の構成
		2.3 委員会の運営
第3章 指定委員会の要員の責務	■ 指定委員会の要員が公平性確保等の観点から遵守しなければならない事項を定める。	-
第4章 指定委員会の業務	■ 指定委員会が担当する業務を定める。	4.1 指定委員会の業務
第5章 雑則	■ 第1章から第4章までに規定したもの以外で、指定委員会等に関連して適用される事項を規定する。	5.1 異議申立て、苦情及び紛争の処理

